2　国土交通大臣は、前項の規定により調査の業務を行うこととし、又は同項の規定により行つている調査の業務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。
3　国土交通大臣が、第一項の規定により調査の業務を行うこととし、第百三条第一項の規定により調査の業務の廃止を許可し、又は前条第一項から第三項までの規定により登録を取り消した場合における調査の業務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。
（手数料）
第百十二条　計画の認定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。ただし、国土交通大臣が第九十五条第一項の規定により登録調査機関に調査の全部を行わせることとしたときは、この限りでない。
2　登録調査機関が行う調査を受けようとする者は、政令で定めるところにより登録調査機関が国土交通大臣の認可を受けて定める額の手数料を、当該登録調査機関に納めなければならない。
第七十三条を第八十五条とし、第七十二条を第八十四条とし、第七十一条を第八十三条とする。
第七十条の見出しを「（推進法人の業務）」に改め、同条第一号ハを削り、同条を第八十二条とする。
第六十九条の見出しを「（推進法人の指定）」に改め、同条第二項中「当該」を削り、同条第三項中「変更しようとする」を「変更する」に改め、同条を第八十一条とする。
第七章を第八章とし、同章の前に次の一章を加える。

第七章　都市緑化支援機構

（支援機構の指定）
第六十九条　国土交通大臣は、都市における緑地の保全及び緑化の推進を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次の各号のいずれにも適合すると認められるものを、その申請により、全国を通じて一に限り、都市緑化支援機構（以下「支援機構」という。）として指定することができる。
一　支援業務を適正かつ確実に実施することができる経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
二　支援業務以外の業務を行つている場合にあつては、その業務を行うことによつて支援業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
三　前二号に掲げるもののほか、支援業務を適正かつ確実に実施することができるものとして、国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
2　次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定による指定（以下この章において「指定」という。）を受けることができない。
一　この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
二　第七十九条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
三　その役員のうちに、第一号に該当する者がある者
3　国土交通大臣は、指定をしたときは、支援機構の名称、住所及び支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。
4　支援機構は、その名称、住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
5　国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。
（支援機構の業務）
第七十条　支援機構は、次に掲げる業務を行うものとする。
一　第十七条の二第一項の規定による都道府県等の要請に基づき、第十七条第一項の申出をした者から対象土地を買い入れること。
二　前号の買入れに係る対象土地の区域内において機能維持増進事業を行うこと。
三　前号に掲げるもののほか、同号に規定する対象土地の管理を行うこと。
四　第十七条の二第三項第四号の期間内において都道府県等への対象土地の譲渡を行うこと。
五　第八十九条第三項に規定する認定事業者に対し、第九十条に規定する緑地確保事業の実施のために必要な資金の貸付けを行うこと。
六　緑地の保全及び緑化の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
七　緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。
八　緑地の保全及び緑化の推進に関する調査及び研究を行うこと。
九　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
（業務規程の認可）
第七十一条　支援機構は、国土交通省令で定めるところにより、特定緑地保全業務に関する規程（以下この条及び第七十九条第二項第三号において「業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
2　業務規程には、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　特定緑地保全業務を行うべき土地の基準に関する事項
二　業務実施協定の締結に関する事項
三　特定緑地保全業務の実施の方法に関する事項
四　特定緑地保全業務の適正かつ確実な実施を確保するための措置に関する事項
五　その他特定緑地保全業務に関し必要な事項として国土交通省令で定める事項
3　支援機構は、業務規程の変更をするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
4　支援機構は、第一項又は前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務規程を公表しなければならない。
5　国土交通大臣は、第一項又は第三項の認可をした業務規程が特定緑地保全業務を適正かつ確実に実施する上で不適当となつたと認めるときは、支援機構に対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。
（事業計画等）
第七十二条　支援機構は、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
2　支援機構は、前項の認可を受けた事業計画書及び収支予算書を変更するときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
3　支援機構は、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に国土交通大臣に提出しなければならない。
（業務の休廃止）
第七十三条　支援機構は、国土交通大臣の許可を受けなければ、支援業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。
2　国土交通大臣は、前項の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。
（区分経理）
第七十四条　支援機構は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。
一　特定緑地保全業務
二　第七十条第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務
三　第七十条第六号から第八号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務
（帳簿の記載等）
第七十五条　支援機構は、支援業務について、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。